

六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、六ヶ所村介護老人保健施設ニッコウキスゲ（以下「施設」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(施設の目的)

第2条 短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護予防短期入所療養介護は要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営方針：短期入所療養介護)

第3条 施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 施設では、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は連帯保証人に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 4 施設では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体的拘束を行わない。
- 5 施設は、保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(運営方針：介護予防短期入所療養介護)

- 第4条 施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰や介護予防を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 2 施設では、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、利用者がその有する能力を最大限利用することができるよう、その者の療養を妥当適切に行うものとする。
 - 3 施設では、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に療養生活を送れるよう適切な働きかけに努める。
 - 4 施設では、サービスの提供に当り、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - 5 サービスの提供にあたり、懇切丁寧を旨とし、利用者又は連帯保証人に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 施設では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体的拘束を行わない。
 - 7 施設は、保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において、統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第5条 施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ
- (2) 開設年月日 平成 26 年 8 月 1 日
- (3) 所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 986 番地 4
- (4) 電話番号 0175-73-7200
- (5) 管理者名 船越 樹
- (6) 介護保険指定番号 0272502022

(職員数)

第6条 施設には別表に掲げる職員を置く。必置職については法令の定めるところによる。

(職員の職務)

第7条 職員の職名及び職務の内容は、次のとおりとする。

管理者	施設の目的を達成するため、職員を指揮監督し、一切の業務を統括する事項等
医師	利用者の健康管理及び診療に関する事項等
理学療法士	機能訓練・言語訓練及びレクリエーションに関する事項等
作業療法士	
言語聴覚士	
支援相談員	レクリエーション及び入退所、療養上に関する相談、苦情対応、他施設及び連帯保証人との連絡連携に関する事項等
介護支援専門員	利用者等の介護、看護及び機能訓練に関する計画に関する事項等
管理栄養士	利用者等の献立及び給食指導監査に関する事項等
看護職員	利用者等の看護（介護）、レクリエーション及び機能訓練に関する事項等
介護職員	利用者等の介護、レクリエーション及び機能訓練に関する事項等
事務員	施設の庶務、会計等の事務に関する事項等

(利用手続)

第8条 施設の利用に関する手続きは、次に定める内容を確認してから行うものとする。

- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 安定しているが、医学的管理のもとに看護、介護、機能訓練等を必要とする者であって、在宅復帰の可能性があり、伝染性疾患等他の利用者に支障をきたすおそれのない者であること。
- 2 前項に規定する確認は、介護保険被保険者証（有効期間、介護認定の有無）の提示及び別に定める医師の証明書並びに申し込みの提出を受けることによる。
- 3 利用の決定は、別に定める契約によるものとし、この契約書は施設、利用者側が各1通を保持するものとする。

(施設サービスの内容)

第9条 施設サービスは、看護・医学的管理・生活介護・機能訓練・生活指導相談その他のサービスとし、その内容は次に定めるところによる。

(1) 看護・医学的管理

診療は、利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、検査・投薬・注射・処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。また、利用者の病状からみて必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院等への入院等の措置を講じるものとする。

(2) 生活介護

- ア 食事は、リハビリテーションを兼ねて所定の食堂を使用するものとし、栄養、硬さ、量あるいは食材の大きさ等、利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するものとする。その他基準食のほか、糖尿食等の特別食も食事箋により提供するものとする。
- イ 利用者の清潔保持は1週間に2回以上入浴及び清拭等、適切な方法により行うものとする。
- ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつ交換は、適切に実施するものとする。
- エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行なうものとする。
- オ 寝具は施設として提供するものとし、シーツ・カバー等の交換は、原則として1週間に1度以上実施するものとする。ただし、状況に応じてその都度実施するものとする。
- カ 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行なうものとする。

(3) 機能訓練

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(4) 生活指導相談

常に利用者の心身の状況・病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は連帯保証人に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(5) その他のサービス

- ア 適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。
- イ 常に、利用者と連帯保証人との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用)

第10条 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、次に掲げる額とする。

厚生労働大臣が定める介護サービス費は、負担割合額とする。

2 滞在費

- (1) 従来型個室・・・1,728円
- (2) 多床室・・・・・・ 437円

3 食費

一日 1,890円

4 負担額について

利用者負担段階区分	負担額	
	滞在費	食費
第一段階	従来型個室 550 円	日額 300 円
	多床室 0 円	
第二段階	従来型個室 550 円	日額 600 円
	多床室 430 円	
第三段階	従来型個室 1,370 円	①日額 1,000 円
	多床室 430 円	②日額 1,300 円
第四段階	従来型個室 1,728 円	日額 1,890 円
	多床室 437 円	

5 施設は、理美容代費用、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用を徴収する。

6 前各号に掲げる利用料の明細費用は、別に定めるところによる。

(通常の送迎の実施地域)

第 11 条 通常の送迎実施地域は、六ヶ所村とする。

(留意事項)

第 12 条 施設の利用にあたっては、留意事項を以下のとおりとする。

- 1 全館禁煙のため、施設内での喫煙は禁止する。
- 2 利用者等は、火気を取り扱う場合は、必ず職員の指導を受けるものとする。
- 3 金銭・貴重品の管理は、利用者の責任において行うものとする。ただし、不要な金銭、貴重品の所持はお断りする。
- 4 施設内での営利行為、宗教の勧誘、政治活動は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 施設における非常災害対策については、次に定めるほか、別に定める六ヶ所村介護老人保健施設消防計画に示すところによる。

- (1) 利用者の避難等の安全に関する措置を最優先するものとし、併せて関係官公署への通報を速やかに実施する。
- (2) 避難場所等の明示、誘導者の担当、利用者の搬送区分（担架、護送、独歩）の指定等は、関係者等に熟知させる。
- (3) 施設関係者の非常呼集系統については、勤務者の全てに熟知させるものとして、常に最新の情報でサービスステーション等にこれを備え置く。

- (4) 非常災害時に使用する設備及び機器取り扱い要領については、関係者に熟知させる措置を講ずる。

(苦情処理)

第 14 条 施設は、提供した介護サービスに関し利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講ずる。

- 2 提供した介護保険サービスの苦情に対して市町村、国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合は、必要な改善を行なうものとする。

- 3 施設は、利用者に次の事故が発生したときは、速やかに利用者の保証人（家族）等に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 利用者の病状が悪化し、入院の必要が生じたとき。
- (2) 利用者が無断外出し、行方知れずとなったとき。
- (3) 利用者が死亡したとき。

(虐待防止体制)

第 15 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めておくものとする。

(協力病院)

第 16 条 施設は、利用者の病状の急変等に備えて、予め協力病院を定めておくものとする。

(委任事項)

第 1 条 この規定に定めるもののほか、特に運営上必要な事項については、施設長が別に定めることができる。

附 則

この規程は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(第 6 条別表、職員数)

職 名	定 員
医 師	1 名(兼務)
理学療法士	3 名(兼務)
作業療法士	1 名(兼務)
言語聴覚士	1 名(兼務)
支援相談員	2 名(兼務)
介護支援専門員	3 名(兼務)
看護職員	4 名(兼務)
介護職員	9 名(兼務)
管理栄養士	1 名(兼務)
事務員	3 名(兼務)

必置職が法定員数を満たしている場合に限り、変更は年 1 回（4 月）とする。